

中央会 機関誌

CROSSTALK

Vol. **75** 2020.6



（大田市）国立公園三瓶山

主峰「男三瓶山（1,126m）」をはじめとする複数の峰が、「室内」と呼ばれるくぼ地を取り囲むように環状に連なる三瓶山。自然林や見晴らしの良い草原を通るルートや、室ノ内の周りの縦走路など、6つの登山ルートがあり、初心者からベテランまで、時間と体力に合わせて楽しめる。また、麓にある自然博物館「島根県立三瓶自然館サヒメル」は6月にリニューアルオープンしたばかり。2020年5月に三瓶山北の原で開催予定だった「第71回全国植樹祭」は1年延期され、2021年に開催される予定。



島根県の支援策

島根県HP
県内企業・事業者
支援紹介ページ



島根県飲食業新型コロナ対策総合相談窓口

資金繰りのこと、経営改善のことなど、何でもご相談ください（相談無料）

【相談窓口】島根県中小企業団体中央会 0852-20-2567

【相談受付時間】9:00~17:00（土日・祝日を除く）

※面談による相談をご希望の場合は事前予約が必要です。まずはご連絡ください。

遠方の場合は、オンラインによる相談も可能です。

商業・サービス業感染症対応支援事業

新型コロナウイルス感染対策に取り組む飲食店などを支援します！

【補助対象業種】小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業
※風俗営業等に属する一部の事業を除く。

【補助対象経費】（1）感染防止対策にかかる経費（飛沫拡散防止設備導入、マスク購入等）

（2）新事業展開にかかる経費（飲食店のテイクアウト・デリバリー等への対応、店舗改修、備品購入、新商品開発等）等

※（1）、（2）併用可

【補助率】補助対象経費の4/5

【補助上限額】800千円（補助対象経費上限は1,000千円）

【補助下限額】80千円（補助対象経費下限は100千円）

【補助対象期間】令和2年4月7日から令和2年12月31日

【申し込み先】店舗・事業所のある市町村商業担当課において申請を受け付けます。

（申請可能な時期は、市町村により異なります）

市町村を通じた補助金となりますので、公募要領や申請書類等は、各市町村へお問い合わせください。

【事業全般に関する問い合わせ先】

島根県商工労働部中小企業課 0852-22-5655

島根県西部県民センター商工観光部商工振興課 0855-29-5649

新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度）

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等に対し、保証料不要、当初3年間無利子、既往債務の借換にも対応した融資制度です。

【主な融資対象】「新型コロナウイルス感染症対応資金」（国制度）を満額利用し、以下の要件をすべて満たす中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人

・1か月の売上及びその後2か月間の売上見込が▲15%以上

・市町村より以下の認定を受けたもの

新規借入、既往債務（責任共有外）の借換を希望する場合：セーフティネット保証4号、危機関連保証

既往債務（責任共有）の借換を希望する場合：セーフティネット保証5号

【融資限度額】8,000万円

【資金用途】運転資金、設備資金（原則、制度融資の既往債務について借換可）

【担保】取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります

【貸付期間】12年以内（据置期間3年（一部2年）以内含む）

【問い合わせ先】島根県商工労働部中小企業課金融グループ 0852-22-5882

市町村独自の支援策

県内各市町村等においても独自の支援策が実施されています。詳細は島根県ホームページの支援紹介ページ、各市町村のホームページ等をご参照ください。

経済産業省関連

経済産業省
新型コロナ対策
特設サイト



新型コロナウイルス感染症特別貸付

特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間で0.9%の金利引き下げを実施します。(据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。)

【相談窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

商工中金による危機対応融資

特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間で0.9%の金利引き下げを実施します。(据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。)

【相談窓口】商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

持続化給付金

事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を支給します。中小法人等は上限200万円、個人事業者等は上限100万円。

【給付額】前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【主要要件】新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

【相談窓口】持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 (IP電話03-6831-0613)

厚生労働省関連

厚生労働省HP
雇調金ページ



雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した事業主が、労働者に対して休業手当を支払った場合について特例措置が設けられました。

- 解雇等を行わなかった場合など一定の条件を満たす場合は、助成率が引き上げられます。
- 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も支給対象となります。
- 休業等計画届の提出は不要となり、支給申請のみの手続きとなりました。
- 小規模事業主(概ね従業員20人以下)は、実際に支払った休業手当額から簡易に助成額を算定できるようになりました。
※ 1人あたりの助成額の上限は8,330円ですが、今後15,000円に引き上げが予定されています。(令和2年度第2次補正予算案)

【問い合わせ先】労働局・公共職業安定所(ハローワーク)

国税・県税等の猶予・軽減措置等

国税の納付の猶予制度



県税の納付の猶予制度



固定資産税等の減免



NHK受信料免除等



家賃支援給付金



※令和2年度第2次補正予算の成立が前提となります

【注】掲載した各支援策の内容については、編集時点(6月上旬)の情報をもとにしております。その後追加・変更が生じている可能性がありますので、必ず最新の情報をご確認ください。(QRコードはリンク切れの可能性がありますので予めご了承下さい。)

やさしい

法律コラム

第1回 企業・組合と民法改正① ～「消滅時効」について～



弁護士・中小企業診断士
遠藤 郁哉

《プロフィール》

【事務所】 松江ちどり法律事務所

【略歴】 京都大学法学部卒、京都大学大学院修了。京都大非常勤講師などを経て、日弁連消費者問題対策委員会副委員長（消費者教育・ネットワーク部会長）、島根県弁護士会消費者問題対策委員会委員長。

● 120年ぶりの改正

本年（2020年）4月に改正民法（債権法）が施行されたことはご存じでしょうか？

民法とは、1896年（明治29年）に作られた古い法律で、取引や物の所有、婚姻や相続など市民生活の基本的なルールを定めています。その中でも「契約」に関する規律は取引の基本となる重要なルールですが、これまでほとんど改正されませんでした。今回の改正では、この契約に関するルールが約120年ぶりに大きく変えられたのです。

一例を挙げると、消滅時効や保証、契約どおりの履行がない場合の責任（債務不履行責任、契約不適合責任）等の重要な規定が改正されたほか、約款（定型約款）に関する規制が新たに設けられました。

今回はその中でも、消滅時効にスポットを当ててみましょう。

● 「消滅時効」とは？

ある権利が一定期間行使されない状態が続いたとき、その権利を消滅させる制度を「消滅時効」といいます。たとえば、未回収の売掛金をそのまま放置していると、やがてその権利（債権）は時効により消滅してしまうのです。

それでは、どのくらい放置していると、債権は時効消滅するのでしょうか。

改正前の民法では、債権は原則として10年（商事債権は5年）で時効により消滅するとされていましたが、その一方で、この原則には多くの例外がありました。たとえば、医師の診療報酬債権や工事業者の請負代金債権は3年、生産者・卸売商人・小売商人の代金債権は2年、運送賃や旅館の宿泊料は1年など、業種ごとに細かく時効期間が区分されていたのです。しかしこれらの区分はわかりにくいだけでなく、区分の合理性自体が疑わしいと指摘されていました。

● 消滅時効の改正点

そこで今回の改正では、この時効期間が整理されました。

すなわち、業種ごとの時効期間を撤廃し、債権は原則として、①権利を行使することができることを知った時から5年間、または、②権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効により消滅するとされたのです。①と②の違いがわかりにくいですが、少なくとも商取引においては契約で支払日が定められるのが通常ですから、業種を問わず原則5年（①）と考えてよいでしょう。

● 時効の完成を防ぐには？

では、相手方が支払わない等の事情で5年が過ぎてしまいそうな場合、みすみす権利が時効消滅するのを見送るしかないのでしょうか。

このような場合に備えて、改正民法は時効の「完成猶予」と「更新」という制度を用意しています。簡単に言うと、完成猶予とは一定の場合に時効の完成を先送りする制度であり、更新とは進行した時効期間をリセットする制度です。たとえば、相手方への催告や裁判上の請求、当事者が権利についての協議を行う旨を合意した場合等は時効の完成が一定期間先送り（完成猶予）され、相手方が債務を承認した場合や裁判で権利が確定した場合等は時効期間がリセット（更新）されるのです。

債権を未回収のまま放置していると、いずれ時効により消滅します。債権は日頃から適切に管理することが重要なのです。



業務中に新型コロナウイルス 感染した場合の労災補償



特定社会保険労務士
村松 文治

《プロフィール》

【事 務 所】 社会保険労務士法人 村松事務所
【事業内容】 経営人事のコンサルティング、社会保険労務士業務、給与計算代行
【得意分野】 労務管理全般。特に就業規則や各種助成金の申請、雇用管理・労災の相談については専門。
【連 絡 先】 松江市学園南1-2-1くにびきメッセ(西棟)6F
TEL : 0852-29-0558 FAX : 0852-29-0559

厚生労働省は、各労働局に対し、労働者が業務中に新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に関する通達（以下「通達」という）を出し、相談があった際の対応について方針を示しました。

◆感染経路が特定できない場合は？

通達では、新型コロナウイルス感染症について、従来の業務中の事故や病気の場合の考え方と同様に、業務遂行性と業務起因性が認められた場合に労災保険給付の対象となるとしています。

しかし、この感染症は、感染経路が特定できない場合が多いことが大きな問題となっています。通達では、「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。」とし、医療従事者や介護従事者以外の労働者についても、感染経路が特定できなくても「業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること」と明記しています。



◆感染リスクの高い業務とは？

感染経路が特定できない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる以下のような業務に従事していた場合は、「潜伏期間の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること」としています。

- 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務
…施設利用者等が感染している場合等を想定
- 顧客等との近接や接触の機会が多い労働下での業務
…小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定

また、海外出張者については、出張先国の感染リスクが高いと客観的に認められる場合には、「個々の事案に即して判断すること」としています。

◆判断や対応に迷ったときは相談を！

5月14日時点での新型コロナウイルスに関する労災請求件数は39件で、実際の労災認定（コロナで初の認定）は2件ありますが、今後、事業主、労働者からの相談は増えると考えられます。また、医療従事者等からは早期の労災認定を求める声も強まっています。所轄の労働基準監督署や社会保険労務士へ相談をしてください。

【基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

支援サービスメニュー 令和2年度

事業・サービス	内 容	担当課				対 象		備 考
		総務	連携支援	組織振興	雇用対策	組合	企業	
経営改善のお手伝い								
指導員による 相談・支援	以下の経営課題について当会指導員がアドバイスいたします。							
	・経営戦略・経営ビジョン・経営方針の策定		○	○		○	○	
	・経営革新・経営改善の方策		○	○		○	○	
	・ものづくり支援について		○			○	○	
	・地域資源の活用		○	○		○	○	
	・農商工連携、新連携事業について		○	○		○	○	
	・環境経営、省エネ、エコアクション21について		○			○	○	
	・情報化指導、IT（情報ツール）の導入・活用について		○			○	○	
	・労働指導、労働関係法令について				○	○	○	
	・女性活躍について				○	○	○	
	・シニア、障がい者雇用について				○	○	○	
	・働き方改革について				○	○	○	
	・事業承継について			○		○	○	
	・BCP（事業継続）策定について			○		○	○	
	・各種補助・助成金について		○	○		○	○	
	・各種融資・金融について		○	○		○	○	
	・組合制度・運営について			○		○		
	・高度化事業について			○		○	○	
	・外国人人材（技能実習生、特定技能、高度人材）の受入について				○	○	○	
	・商店街、共同店舗に関する課題について			○		○	○	
	・中山間地域小売業の支援について			○		○	○	
	・消費税転嫁対策について			○		○		
	・県内中小企業の海外展開支援について		○			○	○	
	・飲食業新型コロナ対策総合相談		○	○	○	○	○	
以下の経営課題について専門家によるアドバイスが受けられます。								
専門家による アドバイス	・法律（弁護士）			○		○	※	有料 ※組合員企業は○
	・税務（公認会計士・税理士）			○		○	※	
	・労務（社会保険労務士）			○		○	※	
	・事業発展に係る課題（中小企業診断士、ITコーディネーター等）		○	○		○	○	無料（3回まで）
	・ECOアドバイザー（省エネ診断等）		○			○	○	無料
	・環境配慮型経営実現のための社内人材育成		○			○	○	
	・一般事業主行動計画策定支援（女性活躍推進法及び次世代法）				○	○	○	無料（3回まで）
	・外国人技能実習制度適正化支援				○	○	○	
	・諸制度改正等への対応支援			○				
組合設立・新規創業のお手伝い								
組合設立	中小企業組合設立を支援いたします。			○		※	※	設立をお考えの方対象
新規創業	企業組合制度、会社制度、LLP、LLC等を通じた創業を支援いたします。		○	○		※	※	創業をお考えの方対象
経営安定・福利厚生のお手伝い								
危機管理 （リスクマネジメント）	中小企業倒産防止共済	取引先等の倒産により売掛債権が回収不能になった場合に貸し付けが受けられる制度です。	○				○	各種プラン・制度とも所定の掛金が必要です。 掛金は団体加入のため通常より割安です。 （相談は無料です）
	PL保険制度	製造した製品が原因で責任を問われた際、損害を補償する制度です。	○				○	
	中央会ビジネスJネクスト	従業員の業務上災害を政府労災とは別に補償する制度です。	○				○	
	オーナーズプラン	経営者の事業承継対策と万が一のリスクマネジメントのために。	○				○	
	パートナーズプラン	役員・従業員のための多様な保障のために。	○				○	
	火災共済	火災、落雷、風災、水災など様々な事故から財産（建物、動産）を守る制度です。	○				○	
	自動車事故費用共済	万が一自動車で事故を起こした場合に経済的負担をサポートするための制度です。	○				○	
従業員の福利厚生	退職金共済制度	人材確保・定着のための従業員退職金共済制度です。	○				○	掛金は全額損金算入できます。
経営者の福利厚生	経営者年金制度	経営者及び家族従業員のための退職金制度です。	○				○	

人材養成のお手伝い									
セミナー・講習会の開催	女性塾	女性経営者を対象に人材養成します。	○				○	○	女性協議会会員は無料
	青年部講習会	若手経営者、後継者を対象に人材養成します。		○			○	○	青年部連合会会員は無料
	環境セミナー	環境経営、環境法令、EA21等の研修をタイムリーに実施します。		○			○	○	無料
	小企業者組合対象講習会	小規模な組合を対象にタイムリーな内容で実施します。			○		○		
	人材確保情報ツール活用セミナー	人材確保のための企業HPセミナー、テンプレートによる採用サイト活用支援を行います。		○			○	○	
	諸制度改正に伴う講習会	諸制度改正等への対応を図るための講習会を開催します。			○		○		
	組合代表者会議	組合で共通する重要課題について、組合代表者と行政・支援機関が一堂に会して協議します。				○	○		
スキルアップ	組合士受験講座	組合士受験のための講座を開催いたします。			○		○		
事業継承のお手伝い									
業界別事業承継	事業承継計画策定	業界別の事業承継計画策定について助成します。			○		○	○	無料
人材確保のお手伝い									
人材確保・定着支援	セミナーの開催	「外国人技能実習制度適正化」等のセミナーを開催します。				○	○	○	
	地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援	人材不足、質的不足を経営課題に挙げている中小企業に対し、外国人材（高度人材）とマッチングし、県内中小企業の人手不足（質的不足）の解消と将来の中核人材育成を支援します。				○	○	○	
	IT企業の人材育成・確保	大学生等でIT技術を学ぶ現役学生が、技術習得を目的としたインターンシップに参加する場合の費用を助成することで、県内IT産業を支える専門性の高い人材の育成・確保を促進します。				○		○	受入企業数 20社 参加学校数 10校 支援学生数 40名
異業種交流・マッチングのお手伝い									
島根県中小企業団体青年部連合会	若手経営者・後継者の異業種の交流を促進します。			○			○	○	会費が必要です。
島根県中小企業団体女性協議会	女性経営者・幹部等の異業種交流を促進します。	○					○	○	
各種情報の提供									
各種情報の提供	機関誌 CROSSTALK	組合経営、企業経営に必要な情報を年4回冊子にて提供		○			○	○	会員のみ
	FAX情報紙 CROSSTALK	組合経営、企業経営に必要な情報を月3回タイムリーにFAXで提供		○			○	○	
官公需情報	官公需の受発注状況を提供				○		○	○	ホームページ
景況情報	景況情報	島根県内の景況情報を四半期に一回調査し、提供			○		○	○	
	情報連絡員報告	島根県内35名の情報連絡員より毎月情報収集、年間報告として提供			○		○	○	
労働実態情報	労働実態調査報告	県内中小企業の労働関係の実態を年に一度調査し、提供				○	○	○	
こんなときご利用ください！ ■ 組合をつくりたいとき 販売促進、研究開発等を目的とした組合の設立や、任意グループの法人化のお手伝いをします。また、異業種融合化組合の設立も積極的に行っています。 ■ 事務管理について解からない点を聞きたいとき 理事会・総会の開催や、組合員の加入脱退など日常の事務運営で不明確な点がございましたらお問い合わせ下さい。巡回訪問の時に尋ねいただくことも可能です。 ■ 労務管理を見直したいとき 採用から退職まで複雑・多様化した労働問題の解決につとめています。 ■ 中小企業経営について研修や相談を受けたいとき 中小企業経営について研修会・講習会を開催するとともに、相談・指導も行っています。 ■ 中小企業者の共済制度に加入したいとき 特定退職金、総合保障、経営者年金、経営者、従業員の方々に三大共済制度で、お手伝いいたします。									

当会の支援サービスメニュー等に関してご不明な点、ご質問などございましたら、お電話またはメールにてお気軽にお問い合わせください。

島根県中央会 通常総会 開催

去る6月10日（水）、松江市内にて島根県中央会令和2年度通常総会を開催しました。杉谷会長の開会挨拶の後、議案審議に入り、全議案が原案通り承認されました。

また、永年勤続役員表彰では、知事感謝状3名、中央会会長表彰（役員）16名、（職員）3名の方々が受賞されました。

●島根県知事感謝状（順不同・敬称略）

平野 裕二（平田本町商店街振興組合／理事長） 町谷 修二（島根県食肉事業協同組合連合会／会長） 大畑 勉（島根県交通安全施設事業協同組合／副理事長）

●中央会会長表彰／役員（順不同・敬称略）

今井 久晴（島根県生コンクリート工業組合／副理事長） 中田 昭彦（協同組合島根県土質技術研究センター／理事） 吾郷 直之（協同組合島根県土質技術研究センター／理事）
西田 誠吉（石州和紙協同組合／理事） 小村 肇（平田本町商店街振興組合／副理事長） 神田 慎一（平田本町商店街振興組合／副理事長）
加藤多美子（平田本町商店街振興組合／理事） 平田 明子（平田本町商店街振興組合／理事） 吉野 光徳（島根県電気工事工業組合／副理事長）
船木 捷（島根県菓子工業組合／常任理事） 永島 隆哉（安来建設事業協同組合／理事） 若林 豊（松江建設事業協同組合／理事）
加藤 幹夫（出雲管工事事業協同組合／理事長） 野中 満（島根県食肉事業協同組合連合会／（元）監事） 黒田 眞一（島根県印刷工業組合／理事）
原 憲司（島根県印刷工業組合／理事）

●中央会会長表彰／職員（順不同・敬称略）

大森 明美（協同組合島根県土質技術研究センター／主任） 奥野 耕治（協同組合島根県農工会／理事・工機営業部部長） 白根 哲也（協同組合島根県農工会／課長代理）

i INFORMATION

令和元年度補正・令和二年度補正

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募について（3次締切）

現在、令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型）の3次締切に係る公募を実施しております。

3次締切 申請締切日：令和2年8月3日（月）17時

※3次締切においても、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「特別枠」を設け、優先的に支援します。さらに、業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を別枠（事業再開枠）で上乗せします。

詳細は、ものづくり補助事業公式ホームページ「ものづくり補助金総合サイト」を参照ください。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>



【お問い合わせ先】ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間 10:00～17:00／月曜～金曜（土日祝日除く）

電話番号 050-8880-4053

公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp